

## 大牟田市教育委員会 8 月定例会

### 1. 開催日時

令和元年 8 月 6 日（火） 15 時 55 分～17 時 56 分まで

### 2. 場 所

大牟田市教育委員会室

### 3. 出席者

安田教育長、山本委員、嶋田委員、東委員、笹井委員

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 出席事務局職員

中村事務局長、平野総務課長、富安市民協働部調整監、荒木指導室長、鷹尾学務課長、徳川地域コミュニティ推進課長、大倉野生涯学習課長、楠生涯学習課青少年教育課長、加藤生涯学習課主幹、松葉教育みらい創造室主査、平田市民協働総務課主査、西田地域コミュニティ推進課主査、吉富生涯学習課青少年教育課主査、龍生涯学習課担当

### 6. 傍聴人

0 名

### 7. 会議

15 時 55 分、教育長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認及び変更の確認を行った。事務局長から、議案第 6 号については、大牟田市の該当地区である第九地区採択協議会の申し合わせにより、採択結果は、9 月 1 日以降に公表することとしているため、会議を非公開とすることが適当である旨の説明があり、それを受け、教育長より非公開とする発議が行われた。直ちに採決され、大牟田市教育委員会会議規則第 3 条の規定に基づき、会議を非公開と決定された。

### (報告事項)

#### 1 令和元年度 小・中・特別支援学校 P T A 連合会「対市陳情」について【生涯学習課】

教育長 令和元年度 小・中・特別支援学校 P T A 連合会「対市陳情」について  
お願いします。

学務課長 令和元年度 小・中・特別支援学校 P T A 連合会「対市陳情」について  
説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 小・中・特別支援学校 P T A 連合会からの陳情内容
- ・ 陳情の回答については、令和 2 年 2 月を目途に行うこと

教育長 何か質問はありませんか。

委 員 質問の前に1点お尋ねです。13ページの一覧表の一番上の「学校別学陳情項目一覧表」とありますが、この「学」は要らないのではないのでしょうか。

青少年担当課長 申し訳ございません、陳情書は提出されているものであり、こちらで作成しておりませんので。

委 員 それと質問ですが、PTAから出されている陳情と、学校側から出されている営繕要望のすり合わせはされているのでしょうか。

青少年担当課長 学校側からの要望とPTAからの要望というのは、基本的には学校管理のことになりますので、こちらとしては受け止める形になり、事前にすり合わせるなどは行っておりません。

委 員 すみません、事前にとということではなくて、陳情書を受け取られた後に、教育委員会の営繕にあがっているかの確認をしていますかということとして、前ではなく、後です。

青少年担当課長 失礼しました。内容については、全て所管の課に振り分けますので、その時点で確認を行います。

委 員 ただ、一つ一つを照合するということは、現時点ではしておりません。

委 員 では、あくまでもPTA側からの要望ということですね。

青少年担当課長 陳情書が来たら、2月まで時間があるので、その後はどうなるのかなどの思いで質問をしました。

青少年担当課長 受け取った後は、ほとんどが教育委員会の所管になりますが、営繕管理については、学務課ですので、今年にすぐできるもの、計画的にするものといった割り振りをして、まとめを行って回答しています。

委 員 だから、回答に時間が掛かるのですね、分かりました。

委 員 質問ではないのですが、PTAの要望事項としては、かなり詳しいですよ。それから、「予算内では対応できません」などPTAからの要望としては、ちょっと違和感を覚えますが。学校の先生からの要望もあるのかもしれないですね。

青少年担当課長 実際は、学校の先生がPTAにこれでいいですかとか、この要望に追加することはないですかなど聞いているということもあるのが内情だと思います。

委 員 毎年のことではありますが、PTAからの陳情ということにどうも違和感があるのですが。

青少年担当課長 PTAとしては、陳情をすることで早目にしてもらいたいということも含めての要望ということだと思います。

委 員 保護者の方からは、細かいところまでは分からないということもあるのかもしれないですね。

教育長 他に質問はありませんか。

無いうでしたらご理解いただいたものと考えてよろしいですか。

(承諾する旨の声あり)

教育長 先程から説明がありましたように、今後は各課で精査・検討をし、来年の2月を目途に回答することになります。

(審議事項)

**議案第 5号 保健所の設置主体の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に係る議案の作成について【学務課】**

教育長 保健所の設置主体の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に係る議案の作成についてお願いします。

学務課長 保健所の設置主体の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に係る議案の作成について説明します。

(資料に基づき、以下の内容について説明及び報告)

- ・ 地域保健法施行令の一部改正による本市の区域を管轄する保健所の設置主体の変更に伴い、関係条例の整備を図るため、本条例を制定すること

教育長 何か質問はありませんか。

委員 2ページ目に「別表第1 大牟田市老人ホーム入所判定委員会」や「大牟田市職員の定年等に関する条例」などがあるのは、教育委員会に関係は無いということでしょうか。

学務課長 はい、保健所の設置主体が変わるということで、それに関わる全ての条例を一括して制定するというもので、教育委員会の部分は、先程ご説明いたしました「結核対策委員会」の委員のうち、「保健所長」を「本市の区域を管轄する保健所の所長」に改めるものでございます。

教育長 他に質問はありませんか。  
無いようでしたら原案のとおり、承認してよろしいですか。  
(承諾する旨の声あり)

教育長 それでは承認します。

**議案第 6号 令和2年度使用小学校及び中学校教科用図書の採択について【指導室】**

《大牟田市教育委員会会議規則第3条の規定により非公開》

**議案第 7号 平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価(令和元年度版「大牟田の教育」)について【教育みらい創造室】**

教育長 平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（令和元年度版「大牟田の教育」）についてお願いします。

地コミ課長 平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（令和元年度版「大牟田の教育」）について説明します。

（資料に基づき、以下の内容について説明及び報告）

- ・平成30年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（令和元年度版「大牟田の教育」）について原稿案

教育長 何か質問はありませんか。

委員 はい、先程ご説明がありました54ページの表につきましては、分かりやすくなったと思いますし、こちらの方が意味合いも伝わりやすくなったと思います。

教育長 他にありませんか。

無いようでしたら原案のとおり、承認してよろしいですか。

（承諾する旨の声あり）

教育長 それでは承認します。

（協議事項）

#### 1 大牟田市社会教育・生涯学習基礎調査研究報告書案について【地域コミュニティ推進課・生涯学習課】

教育長 大牟田市社会教育・生涯学習基礎調査研究報告書案についてお願いします。

生涯学習課長 大牟田市社会教育・生涯学習基礎調査研究報告書案について説明します。

（資料に基づき、以下の内容について説明及び報告）

- ・第4章「基礎調査結果に基づいた本市の社会教育・生涯学習の施策の在り方」について、調査研究報告書案に委員の意見を反映すること

教育長 何か質問はありませんか。

委員 初めに、教育委員会が大切に思っている子どもたちのことを中心に考えて、このような在り方を作っていただいたことに対し、ありがたく思っています。

その中で、先程ご説明があった高校生のまちづくりへの参画の部分など、今の高校生たちは小学校・中学校でESDを学んできたので、自らの課題として捉える力を持っている子どもたちであると思いますので、是非この取組みである高校生のまちづくりへの参画など、高校生たちが自分の力を

出していけるような取組みをどんどんしていただけるとありがたいです。

質問を1点お願いします。11ページですが、(取組3)の表の中の「子ども未来デッサン」は、職業人の方が講師になるということだが、職業人というのは、学んだことをボランティアというのは、ちがうのかなと思ったので、ここに入るのかなと思いました。

私の捉えていた意味合いと違って、職業人の方がボランティアとして講師になってくれるということであれば、おかしくありませんが、学びをボランティア活動に生かすのであれば、職業とはちょっと違うのではないかなと思ってのお尋ねでした。

地コミ課長           ご指摘ありがとうございます。そのような視点で議論しておりませんでしたので、この部分につきましては、検討させていただきたいと思います。

市民協働部調整監   この職業人が講師になるということでございますけれども、生涯学習の考え方としては、実際に学校とかで学ぶということと同様に、職業を通して学ぶ、それから技能を学ぶこういった学びも生涯学習ということですので、職業を通して得た知識、技能を活用して、子どもたちに職業人としてのきっかけを話をしていただくというようなことで、学んだ成果も活用した事業の一つとも取れるというようなことでございます。

委 員               職業から学んだ成果を・・・ということですね。  
分かりました。

委 員               9ページの最後のところから、「アクティブシニアデ」で終わり、10ページにかけては、「ビュー塾」となって読みにくいので、修正をお願いします。

また、印刷関係では、17ページの③に「ダブリ」や「隙間のない」この表現は同じなので、漢字表記の方が分かりやすいのではないのでしょうか。

それから、16ページの②の文中、「コーディネート機能が必要です。」は、18ページの(1)にある「社会教育・生涯学習関連施策の総合企画や情報の一元管理を行うセクションを設置し、」にかかってくるのでしょうか、その下の(3)のところに「しかしながら、現在の・・・」とありますが、同じことを言っているような気がします。

地コミ課長           まず、18ページの考え方でございますけれども、現在、社会教育生涯学習を推進する体制につきまして、生涯学習課には2担当あります。

それと社会教育は地域コミュニティ推進課の社会教育担当で担っております。

一方では、地域コミュニティ推進課の中には、コミュニティ担当がございまして、そこと生涯学習課のえるるの中にあります市民活動担当は深い関わりがございまして。まずは、コミュニティ担当と市民活動担当との統合を諮りながら、一体的な推進が出来ないかといったものを18ページの(3)で謳っているところでございます。

それと横断的な連携とコーディネートの部分につきましては、地域コミ

ユニティ推進課の社会教育担当と生涯学習課の生涯学習担当が、課としては分かれておりますので、それを統合して一体的な総合調整機能が発揮することが出来ないのかということをも18ページの(1)へ記載しています。

委員

それでは、それぞれ別のことを書いているということですね。

地コミ課長

はい、そうです。別のことになります。

委員

関連で、今教えていただいた中の17ページに(2)の②の中に「セクションは3箇所に分かれており」とありますが、私たちは、この3箇所に分かれているシステムがよく分かりませんので、まずは、その3箇所を教えてください。

地コミ課長

3箇所ですが、具体的には、市役所の本庁舎にございます地域コミュニティ推進課。この中に担当が2つございまして、社会教育担当とコミュニティ担当がございます。

延命庁舎には、生涯学習課の生涯学習担当がございます。

3箇所目が、えるるの中に青少年教育担当と市民活動担当があるということで、本庁舎と延命庁舎とえるるの3箇所でございます。

委員

場所の3箇所という意味ですね。課としても、それぞれ分かれているということですね。

委員

最終的には、市民の方にも目に触れるようにするのですか。

生涯学習課長

はい、ホームページにも出していく予定です。

委員

誰が読んでも、今の3箇所など分かりやすい、市民目線での表記をお願いします。

生涯学習課長

ご指摘ありがとうございます。

16ページ以降のところ、そういうご指摘をいただいております、構成の大幅な変更は出来ませんが、書き方を変えようとしております。次回は、もう少し分かりやすい、見やすい形でご提示できるように変更していきたいと思っております。

委員

では、よければ13ページのファシリテーション力であるとかも分かりやすい表現をお願いします。

委員

例えば、アクティブシニアの注釈のような形でもいいので。

教育長

では、今後の見通しや手続きを説明してください。

(生涯学習課長資料に基づき説明。)

委員

2ページの下(1)多忙な市民に対する・・・とありますが、この表現の見直しを例えば「出席できない市民」などへの修正をお願いします。

教育長

他に質問はありませんか。

無いようでしたら、今後修正していくということよろしいでしょうか。

(承諾する旨の声あり)

教育長

他にご意見、ご質問はありませんか。  
無いようでしたら、以上で8月定例会を終わります。

令和元年8月6日（火）

閉会 17時56分